

北はりま消防組合財政調整基金条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

財政規律の一層の確保を図るため、一般会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金の2分の1を下らない金額を財政調整基金に直接編入するため所要の改正を行う。

2 改正内容

各会計年度において、歳入歳出の決算上生じた剰余金を地方自治法第233条の2のただし書の規定により、当該剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで、財政調整基金に編入することができるよう、当組合財政調整基金条例の一部を改正しようとするもの。

3 施行期日 公布の日

北はりま消防組合火災予防条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成24年総務省令第17号）が公布されたことにより、電気自動車用の急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準が定められ、平成24年12月1日から施行されるため、北はりま消防組合火災予防条例の所要の改正を行う。

2 改正内容

急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定める。

（第11条の2）

※1 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の第11条の2に規定する基準に適合しないものについては、附則において同条の規定を適用しないこととした。

※2 当該設備を設置した際の消防長等への届出は必要としない。

3 施行期日 平成24年12月1日

第13号議案 要旨

- 1 購入目的 更新車両（水槽付消防ポンプ自動車）は、初年度登録から20年以上が経過、消防施設整備計画に定める車両更新基準（耐用年数15年）を大幅に経過しているため更新する。
- 2 納入場所 加西市北条町東高室993番地の1（加西消防署）
- 3 納入期限 平成25年3月29日
- 4 契約内容 水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）の購入（詳細は別紙仕様書のとおり）